

通帳発行形態に関する特約

1. (特約の適用範囲)

この特約は、当行と預金契約を締結する個人（以下、「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座（総合口座を含みます。以下同じ）について、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加えて適用されます。

2. (通帳の選択・変更)

- (1) 普通預金口座の利用にあたって、預金者は、通帳発行方式（以下、「有通帳口座」といいます）と通帳非発行方式（以下、「無通帳口座」といいます）のいずれかの形態を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。
- (2) 有通帳口座から無通帳口座へ発行形態の変更を行う場合、変更前の通帳は、変更を行った時点で使用できなくなります。
- (3) 無通帳口座から有通帳口座へ発行形態の変更を行う場合、預金者は1冊あたり1,100円（税抜価格1,000円、消費税率10%）の通帳発行手数料を支払うものとします。

3. (通帳発行時の手数料について)

- (1) 2022年11月1日以降に新たに開設された普通預金口座について、有通帳を選択する場合、以下のとおり通帳の発行または繰越をした際に当行が定める任意の日に次の通帳発行手数料をご負担いただきます。
 - ①口座開設に伴う通帳を発行した場合
1,100円（1冊あたり、税抜価格1,000円、消費税率10%）
 - ②店頭またはATMで通帳を繰越した場合
1,100円（1冊あたり、税抜価格1,000円、消費税率10%）
- (2) 口座開設に伴う通帳発行手数料は、口座開設時に窓口にて支払うものとします。
- (3) 通帳繰越に伴う通帳発行手数料は繰越を行った翌月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳・請求書の提出なしに、繰越した口座より引き落とすものとします。
- (4) 第1項にかかわらず、次の口座は通帳発行手数料はかからないものとします。
 - ①通帳の発行時または繰越時の年齢は満18歳未満または満70歳以上の個人のお客さまの口座
 - ②法人、任意団体のお客さまの口座、および個人の方が事業のために使用する口座
 - ③2022年10月31日以前に開設された口座
- (5) 引落済みの通帳発行手数料は、当行に過失がある場合を除き、返却はいたしません。

4. (特約の変更等)

当行は、この特約を預金者の利益に適合する場合、ならびに法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更するこ

とができます。この場合、事前に本特約を変更する旨、変更後の特約の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の特約に従い取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本特約の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

佐賀共栄銀行